

審 第 1 9 8 7 号
答 申 第 5 7 8 号
令和 4 年 1 0 月 1 8 日

千葉県公安委員会
委員長 秋 口 守 國 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年8月20日付け公委（市原警）発第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1128号

令和2年5月27日付けで審査請求人から提起された、令和2年5月22日付け市原警発第63号及び第64号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年5月7日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行い、同日付けで請求の内容を訂正する補正書及び上申書を提出した。

2 請求の内容

本件請求は、次に掲げる内容であり、当該補正書及び当該上申書によりそれぞれ次に掲げる内容に訂正された。

- (1) 「〇〇〇〇地先の県道〇〇〇〇（〇〇〇〇線）の現在ある横断歩道部分を新設予定の三叉路交差点へ変更することに関する書類（R2.2.27以降が対象）」 「〇〇〇〇地先の県道〇〇〇〇（〇〇〇〇線）の現在ある横断歩道部分を新設予定の三叉路交差点へ変更することに関する書類（R2.2.27以降が対象）「市原警察署警務課が作成した書類を含む」
- (2) 「〇〇〇〇地先の県道〇〇〇〇（〇〇〇〇線）の現在ある横断歩道部分を新設予定の三叉路交差点へ変更することに関して、市原警察署交通課が保有（取得・作成）の文書」 「〇〇〇〇地先の県道〇〇〇〇（〇〇〇〇線）の現在ある横断歩道部分を新設予定の三叉路交差点へ変更することに関して、市原警察署交通課が平成30年12月1日以降から保有（取得・作成）の文書」

3 実施機関の決定

実施機関は、上記2（1）の請求に対して、令和2年5月22日付け市原警発第63号で行政文書不開示決定、上記2（2）の請求に対して、同日付け市原警発第64号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同月27日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 「令和2年5月22日付市原警発第63号行政文書不開示決定通知書による不開示処分
- (2) 令和2年5月22日付市原警発第64号行政文書不開示決定通知書による不開示処分を取消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 上記1 (1) につき

市原警察署警務課が作成した書類があるとの情報提供があり開示請求したものであるため対象文書は存在する。

(2) 上記1 (2) につき

担当が交通課なことを明記しても、担当でない警務課の保有する文書で不開示決定をした違法がある。

(3) 上記1 (1) (2) 共通

令和2年5月7日13:30頃開示請求に市原警察署に行ったが、收受後各控を交付せず、4時間以上待たされ、不開示決定をするイヤガラセ。

3 反論書の要旨

(1) 事案に隠された不法行為について

ア 「千葉県公安委員会の権限に属する事務に関する規定」の違法について

(ア) 同規定は、千葉県公安委員会の権限の一部を千葉県警察本部の職員（本部長・部長・課長・警察署長）に専決処分させるもので事務委任の規定ではない。

(イ) 法令や県条例で千葉県公安委員会の権限でなく千葉県警察本部長の権限とするには、国会や千葉県議会が法改正（県条例改正含む。）をしなければならないのは明らかである。

(ウ) 千葉県警察本部職員が専決できることは、違法行為のモミ消シや許可されないものが許可することを可能とすることから認められない。

イ 市原市長は令和2年5月12日付市土管第571号で道路法95条の2による交差点協議について千葉県公安委員会へ、同交差点の現在の交通量を、千葉県が過去に実施した違う場所の交通量の数字とした根拠のない虚偽公文書を提出した。この書類は市原警察署経由で県警察本部交通規制課へ提出された。警察では司法と行政が行われているが、司法の縦割りが行政でも縦割りとなっていて、警察署でおかしいと気付いても県警本部に言えないとされる県警本部職員の職権濫用がある。

ウ 県警本部交通規制課長は、専決できるとして、上記イを承知しながら、同意する旨の回答を令和2年6月19日付公委（交規）第77号でした。この同意については、「現在での案とする。」とか「公安委員会の意思決定が必要。」とか「実際の交通量を今後調査せよ。」とか「市原警察署等で吟味する。」旨が記載されていた。現在の交通量調査の上再提出（上記イの市原市長に対しては却下。）としなければならないもので明らかな県警本部交通規制課長の職権濫用である。

エ ○○○○は、上記ウの同意があったとして、公印のない令和2年6月19日付公委（交規）第77号を添付した○○○○の都市計画法の開発行為の許可の申請を行い、市原市長は許可をした。

オ 市原市長と○○○○と交通規制課長が共謀し、不法行為をしていた。

(2) 原処分は上記(1)の不法行為を隠ぺいするための時間かせぎで、裁決がでるまでに相当の時間がかかるため、裁決までに違法な都市計画法の開発行為の完了をさせるためのもので取消しが必要である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 千葉県警察における対象文書の性質

(1) 審査請求人が求める文書については、道路管理者（千葉県の場合、国道は千葉県国道事務所長又は千葉県知事、県道は千葉県知事又は千葉市長、市長村長道は市町村長及びその他道路はその所有者）が行う道路計画に関する文書であり、警察が作成する性質のものではない。

(2) ただし、千葉県内の道路を管理する者は、道路法（昭和27年法律第180号）第95条の2第1項の規定により、道路の改築等に際しては、千葉県公安委員会委員長宛てに意見照会を行うところ、審査請求人の言う「○○○○地先の県道○○○○（○○○○線）の現在ある横断歩道部分を新設予定の三叉路交差点へ変更する」旨の道路計画については、区画線の変更、道路の交差部分の改築等を伴うことから、当該意見照会の対象になり得るものである。

(3) その過程においては、道路計画担当者と警察担当者（警察署においては道路交通行政を所管する交通課の担当者）による上記(2)に関する協議が行われることとなるが、これは、意見照会書を作成するために事前に意見調整を行うための非公開の協議（以下「道路協議」という。）であること、その後に正式な文書として提出されることを理由として、千葉県警察では道路協議に使用した資料等を保管し管理する規定は設けていない。

(4) 一連の道路協議が終了した後、道路計画の要旨、道路計画図面、道路協議議事録

等が添付された道路計画に関する正式な意見照会書が所轄警察署長を經由して同委員長宛てに送付され、同委員長が文書で回答しているものであり、同文書については、保存期間を5年と定めて所轄警察署交通課で管理していることから、千葉県情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書に該当することとなる。

(5) なお、審査請求人が求めている「〇〇〇〇地先の県道〇〇〇〇（〇〇〇〇線）の現在ある横断歩道部分を新設予定の三叉路交差点へ変更する」旨の道路計画については、同法第95条の2第1項に該当することから、令和元年11月5日以降道路協議（以下「本件道路協議」という。）が開始され、令和2年5月12日付けで市原市長から「〇〇〇〇地先交差点改良計画」について（照会）」と題した意見照会がなされ、同年6月19日に同委員長が回答を行っていることから同年5月12日以降は対象文書が存在している。

2 本件文書の特定

審査請求人が行った行政文書開示請求を受け、市原警察署内の対象文書の有無を調査した結果、対象文書を保有していなかった。

3 本件決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定の取消しを求めていることから、不開示理由について検討を実施した。

(1) 上記第3 2 (1) について

対象文書の有無を口頭で回答することは行政処分に該当する可能性があるため原則行っていないところ、行政文書開示請求を受け付けた同警察署警務課担当者が「対象文書が存在する」旨の回答を行った事実はなく、また、「市原警察署警務課が作成した書類があるとの情報提供」については承知していないところであり、仮にそうした情報提供が審査請求人になされたとしても、同警察署として保有していない対象の文書を保有している理由にはなり得ない。

(2) 上記第3 2 (2) について

ア 行政文書開示請求に関する事務は、「公安委員会及び警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」（平成14年3月29日例規（文）第33号）。以下「事務取扱要綱」という。）に基づき、同警察署においては同課に窓口を設置するとともに、開示請求の受付、決定通知、対象文書の写しの交付、閲覧事務等を行っている。

イ 警察署の運営を所管する同課は、交通課が行う道路協議に携わることはないが、警務課担当者が対象文書の有無を調査した結果、保有していなかったため行った処分である。

ウ 同警察署においては事務取扱要綱に基づき、同課が窓口となって本件決定に関する事務を取り扱っているところであり、審査請求人が言う「担当でない警務課の保有する文書で不開示決定をした違法がある。」には当たらない。

(3) 上記第3 2 (3) について

本件決定については、同警察署内の保管文書を確認した結果、保有していないことが明らかであったことから行った処分であり、受付時の対応が本件決定に影響を及ぼすものではない。

なお、行政文書開示請求受付時に、「市原署が交付すべきものを交付しなかった」「受付完了まで時間を要した」とのことであるが、担当係が不在であり他の係員が対応したため、受付完了まで時間を要したものである。

また、「市原署が交付すべきもの」については事務取扱要綱に規定する「收受印を押印した行政文書開示請求書の写し」のことを示していると考えられるが、同文書については交付しているため事実を反する。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性

審査請求人は、上記第3 2 (1) のとおり主張するなど、本件決定の取消しを求めている。これに対して、実施機関は、上記第4 1 (3) のとおり説明するなど、本件決定は適法かつ妥当であると説明する。そこで、実施機関の本件請求に係る行政文書の保有の有無について、次のとおり検討する。

本件請求の内容は、上記第2 2 のとおりであり、〇〇〇〇地先交差点改良計画に係る行政文書を請求しているものと認められる。

道路管理者が行う道路管理については、都道府県公安委員会の行う交通規制との調整措置を道路法で定めている。すなわち、同法第9 5条の2第1項の規定により、道路管理者は、道路に区画線を設け、道路の交差部分の改築を行おうとするときなどは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないとされている。

当該意見を聴くに当たっては、千葉県公安委員会においては、上記第4 1 (3) 及び(4) のとおり、道路協議が行われ、道路協議が終了した後、道路管理者が意見を照会し、同委員会が回答を行う。

当該計画においては、上記第4 1 (5) のとおり、本件道路協議が複数回行われ、本件請求後に道路管理者である市原市長が同委員会に意見を照会している。

そうすると、当該計画においては、本件道路協議において実施機関が作成した文書及び道路管理者が実施機関に提出した文書が本件請求に係る行政文書となるものと解されるので、次のとおり検討する。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関が作成した文書については、打合せ又は協議の記録等を保有していることが考えられるが、本件道路協議に係る記録は、各協議の終了後、道路管理者が打合せ・協議記録簿の案を作成し、次回以降の協議時に持参しているものであり、各協議において内容の検討を行った後、意見を照会する際に全ての打合せ・協議記録簿が提出されるものであるとのことであった。

そして、本件道路協議の各協議において道路管理者が提出した文書については、各協議の過程の中で修正を行うことを前提としており、意見を照会する際に修正が行われた文書が提出されることから、実施機関の担当者において、適宜返却及び廃棄しているとのことであった。

さらに、実施機関において、意見の照会は、年間100件程度行っており、道路計画の性質により数回から数十回の道路協議が積み重ねられていくものであるから、あらかじめ組織としての意見を道路管理者に申し入れるような事案、交通に与える影響が大きい大型事業など、重要性の高い事案については、打合せの結果を報告する書面等を作成する場合があるものの、単に一般的な意見を述べるのみの場合等は記録を作成していない。そして、本件道路協議は、道路の区画線を設けようとする計画であって、担当者間で交差点の形状、安全対策について一般的な意見を述べたに過ぎないことから、多くの道路協議の場合と同様に当該書面等は作成していないとのことであった。

したがって、本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められず、実施機関の本件決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 8月20日	諮問書の受付
令和2年10月 1日	反論書の写しの受付
令和3年 9月28日	審議
令和3年10月29日	審議
令和3年11月26日	審議
令和3年12月20日	審議
令和4年 1月28日	審議
令和4年 2月25日	審議
令和4年 3月23日	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月30日	審議
令和4年 6月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)